

# 早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年7月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年6月号掲載)

## 第49回 中国第4次専利法改正案のポイント (第1回)

中国知識産権局は2015年4月1日第4次専利法改正案を公表した。改正の対象は、損害賠償額、職務発明、部分意匠制度、当然実施許諾制度、侵害行為に対する厳罰化、3倍賠償、インターネット上の侵害に対する救済、特許権評価報告提出義務づけ、標準特許等多岐にわたり、実務上大きな影響を与えることとなる。以下では日本企業にとって重要な法改正のポイントについて複数回に分けて解説する。

### 1. 部分意匠制度の導入

中国での外観設計特許出願（意匠登録出願）件数は世界一となってなり、そのニーズは年々高まっているが、部分意匠制度が存在せず、適切な保護がなされていないという問題があった。

一方日本など他国ではすでに部分意匠制度を採用している。

そこで、本改正により、製品の一部についてのデザインについても登録を認めることとしたものである。

改正前	改正後
<p>第2条</p> <p>本法でいう発明創造とは、発明、実用新型及び外観設計をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法、又はその改良について出された新しい技術をいう。</p> <p>実用新型とは、製品の形状、構造又はそれらの組合せについて出された実用に適した新しい技術をいう。</p> <p>外観設計とは、製品の形状、模様又はそれらの組合せ、及び色彩と形状、模様</p>	<p>第2条</p> <p>本法でいう発明創造とは、発明、実用新型及び外観設計をいう。</p> <p>発明とは、製品、方法、又はその改良について出された新しい技術をいう。</p> <p>実用新型とは、製品の形状、構造又はそれらの組合せについて出された実用に適した新しい技術をいう。</p> <p>外観設計とは、製品の<u>全体または一部</u>の形状、模様又はそれらの組合せ、及び</p>

の組合せについて出された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう。	色彩と形状、模様 <del>の</del> 組合せについて出された、美感に富み、工業的応用に適した新しいデザインをいう。
---	--

## 2.知識産権局の役割と、専利行政部門

行政取り締まりは、全国各地の業務管理部門が行っていたが、中央の国務院特許行政部門も影響の大きい模倣品の取り締まり等を行う事ができるようにした。また専利代理人の資格名を専利代理師と変更した。

その他、以前は専利業務管理部門と呼ばれていたが、商標局と同じく、特許行政部門と名称を変更した。

改正前	改正後
<p><b>第3条</b></p> <p>国務院特許行政部門は全国の特許業務の管理に責任を負い、特許出願の受理と審査を一元化し、法に基づいて特許権を付与する。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、その行政区域内の特許管理業務に責任を負う。</p>	<p><b>第3条</b></p> <p>国務院特許行政部門は全国の特許業務を<u>主管し、特許出願の受理と審査を一元化し、法に基づいて特許権を付与し、特許市場の監督管理に関する業務を担当し、重大影響のある特許権侵害及び特許模倣行為を取り締まり、特許情報公共サービス体系を構築し、特許情報の伝播と利用を促進し、法により専利代理師資格を付与し、専利代理機構を審査して認可する。</u></p> <p><u>県級以上の人民政府の特許行政部門は、その行政区域内の特許業務及び特許行政執法を行い、特許権侵害及び特許模倣行為を調査・処置し、特許公共サービスを提供する。</u></p>

## 3.職務発明に関する法改正

職務発明に関しては大きく2つの面から改正が行われた。

1 つ目は、職務発明創造の範囲の明確化である。単に、“主として所属機関又は組織の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造は”の文言を削除し、単に職務発明創造とは、“所属機関または組織の任務を遂行して完成した発明創造は職務発明創造とする。”と改正した。

2 つめは、“所属機関または組織の物質技術的条件を用いて完成させた発明創造”の権属区分を明確化し、双方の権利帰属に対し約定が存在する場合、その約定に従い、約定が存在しない場合、特許を申請する権利は発明者または設計者に属すると規定した。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ6月号をご覧ください。